

国民健康保険法第116条

該当  
 非該当



※ (該当する口に✓を付けてください)

※第一一六号に該当の場合は、在学証明書を添付してください。  
※第一一六号に該当しなくなった場合は、非該当年月日を記入し、世帯全員の住民票を添付してください。

被保険者証の 記号・番号	沖医国		
組合員氏名	個人番号		
該当者氏名	個人番号		
修学先名称			
修学先住所			
修学開始 年 月 日	令和	年	月 日
修学年数	年	在学年	年
※非該当の場合のみ記入 非該当 年 月 日	令和	年	月 日
上記のとおり届け出ます。			
令和 年 月 日			
組合員 ※第116条に該当する方、または非該当になる方の世帯に属する組合員が記入してください。			
〒		—	
住所		電話番号 — —	
氏名		個人番号	
沖縄県医師国民健康保険組合 殿			

【個人番号の利用目的について】

当組合は、被保険者の個人番号を番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収義務で利用する。  
※各種申請書で知り得た被保険者の個人情報、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。

組合記入欄	受付印	備考
		処理日： MNS：

◆修学のため自宅を離れて住む方は届出が必要です。(ただし住民票を移した方のみ)◆

【 国民健康保険法 第116条にかかる届出 】

修学中の学生の取扱いについて

修学のため親元を離れ、学校所在地に生活の本拠地を移す例は非常に多くみられますが、そのような学生は一般的に所得がなく、保険料負担能力を欠くため、学校所在地域保険者の被保険者とする、財政的に影響を与えることとなります。

また、医療費の負担は本来親元の世帯の負担となるべきものであることから、国民健康保険法の適用については、このような場合は親元に住所が有り、親元の世帯に属するものとみなしています。

第116条の規定はこのような修学中の被保険者の特例規定です。

手続きに必要な書類は以下の通りです。

こんな場合	提出書類
初めて申請するとき	「第116条該当届」 「在学証明書」
進学したとき (例：高校→大学、大学→大学院) 学校が変わったとき (例：編入学 等)	「第116条該当届」 「在学証明書」
在学中の場合 (例：進級、留年)	「在学証明書」
卒業後も医師国保に残る場合	「第116条非該当届」 ※卒業後も医師国保の場合は当組合までご連絡下さい
卒業等で就職し、社会保険等に加入した場合	「第116条非該当届」 「資格喪失届」 ※注記2)をご覧ください

■ □注記 □ ■

1) 在学証明書は在学中の期間、**毎年4月1日以降発行**のものを提出下さい。

新入学の場合は入学式終了直後から在学証明書が発行されます。

**(※入寮許可証や学生証等は認められません)**

2) 就職等で社会保険等に加入した場合は、医師国保を喪失となります。

「第116条非該当届」「資格喪失届」に次の書類を添えて提出をおねがいたします。

①次加入される保険の加入証明書または保険証のコピー

②お手元にある医師国保組合の被保険者証